

# 社団法人茨城原子力協議会定款

制 定 昭和54年6月29日

変 更 平成 8年7月 4日

変 更 平成11年8月26日

変 更 平成15年6月17日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人茨城原子力協議会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県東海村に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、会員相互の交流をとおして、原子力に関する知識の高揚に努めるとともに、広く県民に、原子力の平和利用と安全に関する知識の普及と啓発を積極的に行い、もって原子力の平和利用の着実な進展に寄与し、地域の生活環境の保全と地域産業の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 原子力の平和利用及び安全に関する知識の普及啓発活動並びに内外情勢の調査
- (2) 原子力広報研修施設の運営
- (3) 原子力施設見学の案内
- (4) 原子力の平和利用に関する会員相互及び各界層との連絡提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 特別会員 この法人について、学識経験及び専門知識を有するもので理事会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助金を納入した者

(会 費)

第6条 正会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(入会の手続)

第7条 正会員となるには、文書を以って会長に申し出をし、理事会の承認を得るものとする。

(資格のそう失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により除名することが出来る。

- (1) この法人の名誉をき損したとき
- (2) この法人の定款に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 会長   | 1人                          |
| 副会長  | 3人                          |
| 常務理事 | 1人                          |
| 理事   | 20人以上30人以内(会長、副会長及び常務理事を含む) |
| 監事   | 3人                          |

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、総会において選任された理事の互選により定める。
- 4 常務理事は、会長が理事会の同意を得て、理事のうちから選任する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 常務理事は、常務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のために就任した役員の任期は、前任者の残任期とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第15条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要な事業について、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置き、会長が任免する。

3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

## 第4章 会 議

(種 別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権 能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(開 催)

第19条 通常総会は、毎年4月又は5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員及び特別会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第20条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会員又は理事に、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、あらかじめ書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第22条 会議は、正会員及び特別会員又は理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 第1項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる事項を総会で議決する場合は、会員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名及び役員解任

(3) 解散

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の適用については、出席したものとみなす。

2 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び発言要旨

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 賛助金、寄付金品
- (3) 補助金等収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 資産は会長が管理し、その方法は別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第29条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を得て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人の収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第30条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会の同意を経、かつ、茨城県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ茨城県知事の許可を受けて、この法人と同一の目的をもつ他の団体に寄付する。

## 第7章 雑 則

(委 任)

第33条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 付 則

- 1 この定款は、茨城県知事の許可を受けた日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙のとおりとし、第13条第1項の規定にかかわらず昭和57年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第18条第1項第1号及び第2項第2号並びに第29条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

## 付 則

- 1 この定款は、茨城県知事の変更認可のあった日から施行する。
- 2 この定款は、茨城県知事の変更認可のあった日から施行する。
- 3 この定款は、茨城県知事の変更認可のあった日から施行する。